

日 時：平成 27 年 8 月 25 日（火）15 時 30 分
場 所：農林水産省 7 階講堂

水産政策審議会資源管理分科会 第 7 3 回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第73回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成27年8月25日（火）15時30分

閉会 平成27年8月25日（火）16時17分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 嘉山定晃 川崎一好 鈴木敬幸 東村玲子 柳内克之 山川 卓

特別委員 大久保照亨 加澤喜一郎 白石嘉男 高橋健二 千葉康則 東岡 保
平田淳一 本間新吉 松本ぬい子 谷地源士郎 横内武久

3 水産庁側出席者

浅川資源管理部長 長谷増殖推進部長 黒萩漁業調整課長 太田漁場資源課長
保科栽培養殖課長 加藤資源管理推進室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 開 会 | 1 |
| 2 | 議 事 | 2 |
| | 【協議事項】 | |
| | （1）分科会長の選任について | 2 |
| | （2）分科会長代理の指名について | 3 |
| | 【諮問事項】 | |
| | 諮問第 255 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する 省令について | 3 |
| | 諮問第 256 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について | 6 |
| | 【報告事項】 | |
| | （1）第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について | 10 |
| | 【その他】 | 11 |
| 3 | 閉 会 | 13 |

○管理課長 それでは、予定の時間になりましたので、ただいまから第73回の資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます管理課長の木島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクがございます。御発言の際には事務局のほうでマイクをお持ちいたしますので、挙手をいただいて、それから御発言をお願いします。

それでは、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中、川崎会長はちょっとおられないようなので、5名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

では、次に配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の封筒の中の資料でございます。まず、議事次第がございます。それから、資料一覧がございます。その次に資料1、資料2、資料3がクリップで止めておりますけれども、参考資料まで何部か入っております。それから、資料4でございます。資料は以上となりますが、漏れ等はありませんでしょうか。

それでは、カメラは入っておられませんか。報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、撮影の方はここで御退席をお願いいたします。

本日は委員改選後初めての分科会となりますので、分科会長が委員の皆様の互選により選任されるまでの間は、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、水産庁資源管理部長の浅川より一言御挨拶を申し上げます。

○資源管理部長 皆さん、こんにちは。資源管理部長の浅川でございます。8月7日付で資源管理部長になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

今日ですけれども、委員の改選があったということで、新たに委員をお引き受けいただいた皆様、また引き続きお引き受けいただいた皆様、本当にありがとうございます。この場をかりて御礼を申し上げたいと思います。

当資源管理分科会ですけれども、漁業活動の中心となるいろいろな問題を扱う非常に幅広いフィールドを持った分科会でございます。ぜひ、皆様方の御助言などによりまして政策がよい方向に前向きに進むことを期待申し上げますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日も忌憚のない御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○管理課長 本日は、委員改選後初めての分科会となりますので、私のほうから、資料1の委員名簿に従いまして、委員及び特別委員の皆様方を御紹介させていただきます。

嘉山定晃委員でございます。

鈴木敬幸委員でございます。

東村玲子委員でございます。

柳内克之委員でございます。

山川卓委員でございます。

続きまして、特別委員の皆様を御紹介させていただきます。

大久保照享特別委員でございます。

加澤喜一郎特別委員でございます。

白石嘉男特別委員でございます。

高橋健二特別委員でございます。

千葉康則特別委員でございます。

東岡保特別委員でございます。

平田淳一特別委員でございます。

本間新吉特別委員でございます。

松本ぬい子特別委員でございます。

谷地源士郎特別委員でございます。

横内武久特別委員でございます。

なお、大森敏弘委員、長瀬一己委員、三木奈都子委員、川越一男特別委員、近藤直美特別委員、長元信男特別委員におかれましては、台風の影響もございまして、本日は欠席となっております。

今、川崎委員がお見えになりました。川崎一好委員でございます。御紹介させていただきます。

また、名簿にお名前がございませぬ久賀みず保様におかれましては、学内規程などの都合により10月1日付で特別委員に任命される予定でありますことを申し添えます。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の紹介をさせていただきます。

資源管理部長の浅川でございます。

増殖推進部長の長谷でございます。

漁業調整課長の黒萩でございます。

漁場資源課長の太田でございます。

栽培養殖課長の保科でございます。

資源管理推進室長の加藤でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、協議事項が2件、諮問事項が2件、報告事項が1件ございます。よろしく願いいたします。

では、初めに協議事項の1、分科会長の選任についてですが、分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、委員の互選によることとされてお

りますが、いかがいたしましょうか。

鈴木委員、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 前期の分科会長でいらっしゃいました山川卓委員に引き続きお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○管理課長 異議がないようですので、山川委員を分科会長に選任することとしたいと思います。

それでは、山川委員に御就任いただき、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

山川委員、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 ただいま委員の皆様方から分科会長を仰せつかりました山川と申します。よろしく願いいたします。

分科会長就任に当たりまして一言御挨拶申し上げさせていただきたいと思います。

当分科会は資源管理分科会でございますけれども、水産資源の管理につきましては、業界の関係の方々はもちろんのことですけれども、近年、例えばウナギの資源がどうだとか、クロマグロがどうだとか、一般の消費者の方々の御関心も高まっているところでございます。水産資源をいかに持続的に有効に利用していきながら、健全な漁業経営、それから水産業の発展につなげていくかということ是非常に重要な課題というふうになっております。

そういうときに、資源管理分科会長を仰せつかりましたことは、身の引き締まる思いでございます。委員の皆様方の御協力をいただきながら、有効な審議に努めてまいればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、座りまして早速議事に移らせていただきたいと思います。

協議事項の2、分科会長代理の指名についてですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定によりますと、分科会長に事故があるときは当該分科会に属する委員のうちから分科会があらかじめ指名するものが、その職務を代理するとされております。

つきましては、私のほうからは東村玲子委員に分科会長代理をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議なしということですので、それでは東村委員におかれましてはよろしく願いします。

次に諮問事項の2件について御審議いただきたいと思います。なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問第255号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の黒萩でございます。資料2に基づいて、御説明申し上げ

ます。

まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

27水管第990号
平成27年 8月25日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令に
ついて（諮問第255号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

資料に沿って、内容について説明させていただきます。座らせていただきます。

資料の4ページ目をお開きください。今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案の概要について記載してございます。

現行制度の概要でございます。カツオ・マグロ類については、高度回遊性魚種であり、多数の国々で資源の利用が行われている関係上、海域ごとに定められる、例えばインド洋におけるインド洋まぐろ類委員会、IOTCと略称しますが、そういった地域漁業管理機関において資源管理に必要な措置を採択しております。

我が国を初めとする加盟国は当該措置の各国法令により担保しなければならない。いわゆる旗国の権限に基づいてその船籍国が法令によりその遵守を担保するという意味でございませう。

各種の資源管理措置のうち、特定の操業の区域において特定の漁法による操業の制限を必要とする資源管理措置につきましては、我が国におきましては、漁業法第65条第2項第1号及び水産資源保護法第4条第2項第1号の規定等に基づく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第17条及び別表第2において担保することとしております。

今回の改正の趣旨でございませう。

現在、インド洋におけるカツオ・マグロ類を目的とした大中型まき網漁業と書いてございませう。

いますが、カツオ・マグロ類を目的としたまき網漁業の船団の中には、効率よく漁獲を行うために集魚灯、明かりをつけた集魚装置を使用して操業を行っているものがございます。この漁法では大型の成魚ばかりでなくて小型の未成魚も多数漁獲してしまうことから、カツオ・マグロ類の持続的な資源の利用の観点から問題があるというような指摘がございます。

添付してございます別添1につきまして、その集魚灯をつけた集魚装置、FADsといいますが、それについての記載がございます。

古網とか浮子、竹などを組み合わせた構造物を海上に投棄しまして、それに集まるカツオ・マグロ類を漁獲しやすくするというものでございます。南西諸島、沖縄、我が国周辺におきましては、パヤオと言われているものと同種のものでございまして、日本の場合はそれを係留しているわけでございますが、インド洋においては、係留しないでそれを投棄してプカプカ浮かせて、それに集まるカツオ・マグロ類を採るというような状況でございます。

2番目でございますけれども、そこで本年4月に開催されましたインド洋まぐろ類委員会IOTCの年次総会におきまして、集魚の目的で人工の灯をつけた集魚装置の漁船への設置及び当該FADsを使用したまき網操業の禁止を定めた管理措置が決定されました。

先ほど、別添1を御覧いただきましたが、別添2、その裏面でございますけれども、決議として、FADsを設置する集魚灯に関する提案、これが採択されたということの条約上の規定が書いてございます。

このため、インド洋の海域において、我が国の大中型まき網漁業の集魚灯をつけた集魚装置を使用した操業を禁止するというのを先ほど申し上げました、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、別表第2、大中型まき網漁業の項に追加するというところでございます。

現在のところ、インド洋に操業できる船は我が国は10隻登録されておりますが、実際は3隻が操業しております。試験操業船が1隻だったんですけれども、もうかる漁業でインド洋への転換を試行している2隻が加わって、実際のところ3隻でございますが我が国の大中型まき網漁業者で、実際に集魚灯つきの集魚装置を使用した操業の実績はございません。

現在IOTCで操業を行っているのは、EUとかフィリピン、インドネシア、こういった国の漁業でございまして、登録数で言いますとEUが81隻とかフィリピンが46隻、インドネシアが39隻で、インド洋においては我が国の漁船は少数派でございます。そういった意味からこのような資源に対するインパクトの高い集魚灯をつけたFADsが規制されるということは、資源保護の上、非常に有用だというようなことでございます。我が国も管理措置としまして、大中型まき網漁業でインド洋での操業に対して国内法上の担保措置をするということが今回の趣旨でございます。

施行日でございますけれども、施行日につきましては、IOTC年次総会で採択された管理措置につきましては、IOTC条約に基づきまして、事務局から通知があった日、今回は平成27年5月13日から120日間、今回置き換えれば9月10日に効力が生じるとされていることから、本改正事項は本年9月10日から施行することとしております。

なお、IOTC年次総会には、我が国の大中型まき網漁業者が構成員となっている海外まき網漁業協会が出席しております。加えまして、海外まき網漁業協会を通じて漁業者に対しましても従前からこういう規制措置が加えられるという説明をしておりますことから、施行上の問題は生じないと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 インド洋での集魚灯をつけたFADsの禁止ということですが、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひします。

では、御発言が特にございませんでしたら、諮問第255号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、諮問第256号、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」ですが、御検討いただく内容として、27年漁期のTACの期中改定におきまして、マアジとマイワシの2魚種があるということでございますので、1つ1つ進めていきたいと思ひます。

まず、27年漁期のマアジのTACの期中改定について、事務局から資料の御説明をよろしくお願ひいたします。

○管理課長 管理課長の木島でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3を御覧いただきたいと思ひます。

まず、諮問第256号につきまして、朗読をさせていただきます。

27水管第11255号

平成27年8月25日

水産政策審議会

会 長 馬 場 治 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく

基本計画の検討等について（諮問第256号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成26年11月26日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

まず、具体的な基本計画の改正案について、1枚めくっていただきまして、別紙を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表がございますが、具体的な内容につきましては、それぞれの資料に従いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

資料3-1を御覧いただきたいと思っております。

今回は、マアジ、マイワシについての変更でございます。これはオレンジ色の部分、マークしている部分でございます。

まず27年漁期におけるマアジの漁獲可能量の期中改定について御説明をいたします。

資料がバラバラとしておりますが、資料3-2を御覧いただきたいと思っております。

マアジにつきましては、水産総合研究センターが新たなデータ、これは26年の漁獲データなどに基づいて、新たに評価を行ったところでございます。その資源の再評価におきまして、ABCが当初の計算よりも増加したということ踏まえまして、漁獲可能量を改定するものでございます。

これは資料が別にございますが、参考資料が3-2の次についておりますけれども、参考資料のTAC期中改定の基本ルールというのがございます。この場合、今回はケース1、資源再評価結果に基づく漁獲可能量の改定ということで、お諮りするものでございます。

資料3-2に戻っていただきまして、今漁期の当初の漁獲可能量の設定の基礎となったABCは黄色で書いてございます27年という所で、再評価の部分が右隣の緑の部分でございます。

マアジの太平洋系群、対馬暖流系群の合計したABCにつきましては、従来は、これは括弧内の数字、EEZの部分でございますが、21万2,400トンであったわけですが、今回は再評価を受けまして、24万2,700トンに増えたわけでございます。また、配分につきましては、資料3-1に戻っていただきたいのですが、マアジに関しまして、大臣管理分と知事管理分と2つございます。今回は、漁獲可能量全体が24万2,700トンに増加したわけですが、大臣管理分の大中型まき網漁業に対しましては、過去

の実績を考慮したシェア割、比率に基づいて1万2,000トンを追加し、8万7,000トンから9万9,000トンに増加するというをしたいと思います。

また、知事管理分につきましては、裏を御覧いただきたいのですけれども、島根県に対して4万トンから4万6,000トン、また、長崎県については、2万6,000トンから3万トンに増加したいと考えております。

27年のマアジの漁獲可能量の期中改定については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

資源の再評価の結果、ABCが上方修正されたということに伴って、TACを上方修正したいということですが、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

では、特に御意見等がございませんようですので、平成27年漁期のマアジのTACの期中改定につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、平成27年漁期のマイワシのTACの期中改定について、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○管理課長 それでは続きまして、27年漁期のマイワシのTAC期中改定について御説明いたします。

先ほどの参考資料をまた御覧いただきたいと思います。今回のマイワシの期中改定でございますけれども、これはケース2、漁場形成に応じた配分量の調整に伴う漁獲可能量の改定に当たるわけでございます。後で御説明いたしますが、特定の県におきまして、非常に来遊状況が良好であるということから、全体の漁獲可能量は大きく見直すわけではないのですが、資源状況が変わったわけではないのですけれども、来遊状況に応じて特定の県に対して追加の配分を行おうというものでございます。

資料3-1に戻っていただきたいのですけれども、1枚めくっていただきまして、千葉県、石川県、長崎県のグラフを書いた紙がございます。本年、千葉県、石川県、長崎県の3県におきましては、マイワシの漁獲量が例年に比べて極めて良好な状況が続いているということでございます。

今後このような状況が続くということになりますと、千葉県、石川県、長崎県のマイワシの当初の配分がそれぞれ1万2,000トン、1万8,000トン、7,000トンであったのですが、そのような来遊状況の変化を踏まえまして、千葉県に対しては6,000トン、石川県に対しては3,000トン、長崎県に対しては2,000トンを追加配分して、それぞれ1万8,000トン、2万1,000トン、9,000トンに増枠したいということでございます。

ただ、ほかの県につきましては、漁獲実績がもともとの配分に迫る状況ではございませんので変更は行わないということになります。

一方、その下のちょっと字が小さいですけれども、マイワシの平成27年漁期の漁獲量見込みという表を御覧いただきたいと思います。

今年6月までのマイワシの漁獲実績ですけれども、これは緑色で示したものですけれども、大臣管理分と都道府県管理分を合わせましても14万5,000トンしかございません。漁獲可能量全体が42万4,000トンでございますから、それを大きく下回るという状況でございます。

このようなことから年末までに従前の漁獲の見込みと推定した場合には、一番右下の黄色い枠に示してございますように、27万トン程度で収まるだろうというふうに見込んでおります。このようなことから今回千葉県、石川県、長崎県にそれぞれ適当な数字を加えましても、本年の漁獲量の総計は、当初の漁獲可能量、42万4,000トンの枠内に十分収まるだろうということから、今回の期中改定によりましても資源上の問題はないものと考えております。

平成27年漁期のマイワシの漁獲可能量の期中改定につきましては以上でございますが、本件につきましては、パブリックコメントも行っておりますけれども、意見はございませんでした。

諮問第256号に係る説明は以上でございます。

○山川分科会長 マイワシにつきまして、漁場形成に応じた配分量の調整ということで、千葉県、石川県、長崎県を上方修正したいということですが、今後の漁獲量の見込みは平成27年漁期、27万3,000トンぐらいになるだろうということで、これは当初のTACの42万4,000トンを恐らく超えるものではないとのことです。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、特に御意見等がございませんようですので、平成27年漁期のマイワシのTACの期中改定につきましては、原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで諮問256号につきましては、すべて御議論いただいたところですが、この第256号につきまして、特段の追加の御意見等はございますか。

特にないようであれば、本件は原案どおり承認をしたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 それでは、諮問第255号及び諮問第256号につきまして、確認のために答申書を読ませていただきます。

答申書

27水審第13号
平成27年8月25日

農林水産大臣
林 芳正 殿

水産政策審議会会長 馬場 治

平成 27 年 8 月 25 日に開催された水産政策審議会第 73 回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 255 号 「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」

諮問第 256 号 「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」

それでは、この答申書を浅川資源管理部長にお渡しいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局より報告を希望しておられる事項があります。

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について、事務局から御報告をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の加藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、報告事項でございます。第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量についてでございますが、資料 4 を御覧いただきたいと思ひます。

1 ページ目でございます。第 1 種特定海洋生物資源、すなわち T A C の採捕実績の数量を表にしております。こちらは平成 27 年 6 月 30 日までに採捕された数量でございます。

1 ページ目には、各対象魚種の漁獲可能量と採捕数量全体の数量、それからその消化率を記しております。

このオレンジ色に網かけした魚種につきましては、この 6 月で漁期が終了したもの、26 年漁期の採捕実績となっております。またそれ以外の魚種につきましては、27 年漁期の 6 月までの採捕実績でございます。

続きまして、2 ページ目でございますけれども、内訳といたしまして、大臣管理分と都道府県知事管理分の数量配分のある都道府県の分についての実績でございます。

3 ページ目でございますが、こちらには各都道府県の知事管理漁業における採捕数量の実績を載せております。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

では、特に御発言がなければ、その他に移っていきたいと思います。

その他ですけれども、何か委員の方々からございますか。

高橋委員。

○高橋特別委員 サケ・マス関係で質問と意見、各1点お願いしたいと思います。

まず、質問のほうですが、次年度の1月1日からロシア海域のサケ・マスの流し網漁業が全面撤退ということになるかと思えますけれども、当然国際協定に基づく撤退ということですから、国際減船という認識でまずよろしいのかというのが、質問です。

それから、意見としては、ロシアは流し網が禁止だということを言っていますので、その他の漁業については、特段禁止ということではないと思います。よって隻数には限定があるのかもしれませんが、代替え漁業として、はえ縄等をもし出せるのであれば、国の支援のもとに数隻出していただいて、サケ・マスの沖採りの火を消さないような形で対応すべきではないかというのが意見でございます。以上でございます。

○山川分科会長 サケ・マスの流し網の件ですけれども、黒萩課長、お願いします。

○漁業調整課長 数次にわたる安倍首相からの申入れ等、外交努力も一生懸命やったわけなんですけれども、ロシア200海里水域以内のサケ・マス流し網漁がロシア国内法によって禁止されたということございまして、6月29日にそういった手続が完了し、プーチン大統領がサインしたという状況でございます。

実際にその法律が施行されることになりましたと、来年1月1日からロシアの排他的経済水域の中における流し網漁、これは日本のみならずロシア国内の流し網漁に対しても禁止ということになったということでございます。

その状況を受けまして、当省の佐藤農林水産大臣政務官、前本川長官、資源管理部長、それから私等、直後に現地を訪れて、困惑する皆さん方の実際の状況等をいろいろ意見交換させていただきました。その中で、高橋委員御指摘のとおり、サケ・マス漁、現在5月、6月の時期にロシア水域で行っていたわけですが、それに対しての対策をどうするかということが意見交換の中でも出ました。

国際漁業再編事業がございしますが、確か58億だったと思えますけれども、大日本水産会に基金として造成してございます。その造成したものにつきましては、農林水産大臣の方針のもとに、再編計画を立てて、再編に係る費用に対応できるという仕組みがございします。そういったものの活用というのは、当然実態に応じながら検討していかなければいけない問題だというふうにとらえております。

それから、もう一つ、委員御指摘のとおり、確かに流し網という漁法はロシア水域の中で禁止されたわけですが、日ロのサケ・マスに係る協定は維持されております。流し網以外の漁法によるサケ・マスの漁獲というのは可能性ゼロになったわけではございません。

しかしながら、例えばはえ縄漁法ということになりますと、どうしても効率的に劣ることになりますし、価格が高いベニザケが、プランクトンフィーダーであるために、餌をつけて、その釣り針にかかったものを漁獲するという、はえ縄漁法ではほとんど採れない。そういった課題もございます。

しかしながら、サケ・マスの北洋での火を消さないでという要望は地元からもございますし、そのような声に応えるためにも、そういったことも検討していかなければならない。ただし、ロシア水域での操業でございますので、ロシアがそういった漁法を許容するかという課題がございます。いずれにしましても、地元の話聞きながら、今後対策に努めてまいりたいと考えております。

○山川分科会長 よろしく御検討くださいますようお願いいたします。

ほかにその他につきまして何か委員の方からございますでしょうか。

川崎委員。

○川崎委員 今日は遅れてきまして申し訳ありませんでした。

1点だけちょっと聞かせてください。サケ・マスに関連してなんですけれども、今まさにロシア海域でサンマが始まっています。チェックポイントで臨検を受けるのはいいんですけれども、5時間も6時間も待たされるんです。ですから、臨検する場合にもう少し、ロシア側の船を多くしてもらって、チェックポイントをスムーズに行き来させていただかないと、違反を隠せとかそんな意味ではなくて、鮮魚を積んでいますから、競りに間に合わないんですよ。

ですから、ここをひとつお願いしておきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○山川分科会長 黒萩課長。

○漁業調整課長 今回、ロシアの体制が若干変わってきているということがございまして、取締りに厳格であることは当然のことなんですけれども、そういった仕組みが変わってきたこともあって、業界の方々がいろいろ心配されて漁期前に向こうの当局と話がしたいという話がございまして、遠藤審議官からの書簡を携えて行ってもらったりしたんですけれども、なかなかうまく具合にできない。

確かに違法をチェックするというのは当然のことなんですけれども、川崎会長、おっしゃっておられるように鮮度勝負のサンマですので、非常にそういうところは、我々も心配しているところでございます。

様々な協議の場で、日本側の操業も配慮した対応にしてほしいというようなことは申し入れていきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしくお願いいたします。

ほかに、その他はございますか。

では、特になければ、次回会合の日程につきまして、事務局から御案内をよろしく願いいたします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますけれども、11月中下旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。何かほかに緊急な必要がございましたら、それ以前に開催することになると思いますが、そういう場合にはできるだけ早く御連絡をさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、日程につきましては、後日事務局から調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 11月中下旬ということで、もし何か緊急の必要が生じた場合にはそれ以前ということもあり得るということですのでけれども、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これですべて終了いたしました。

これもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。